

家計改善支援事業従事者研修資料

生活保護受給者向け
家計改善支援事業について

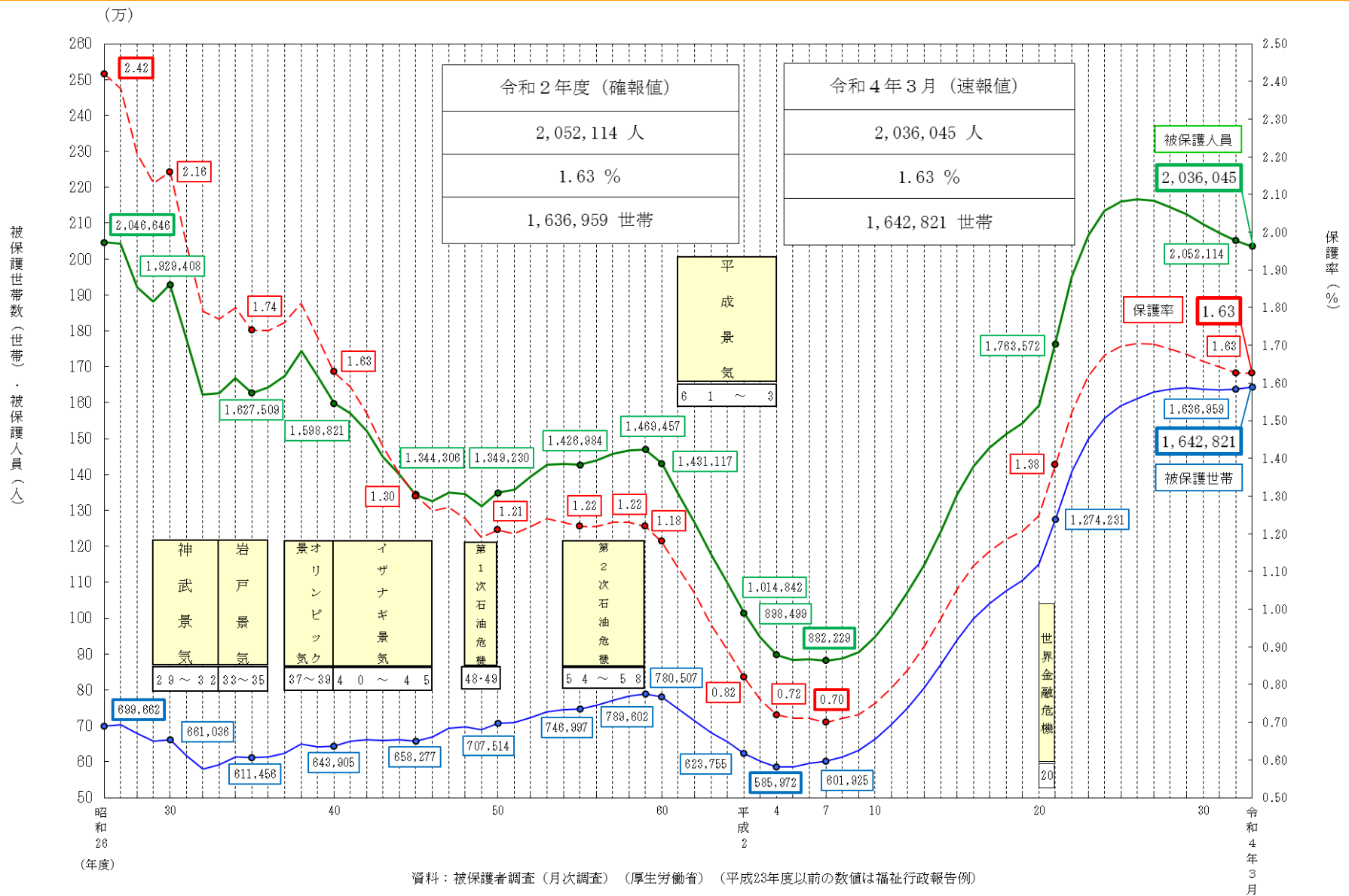
厚生労働省 社会・援護局 保護課 保護事業室

はじめに

I 生活保護制度の現状と基礎知識について

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

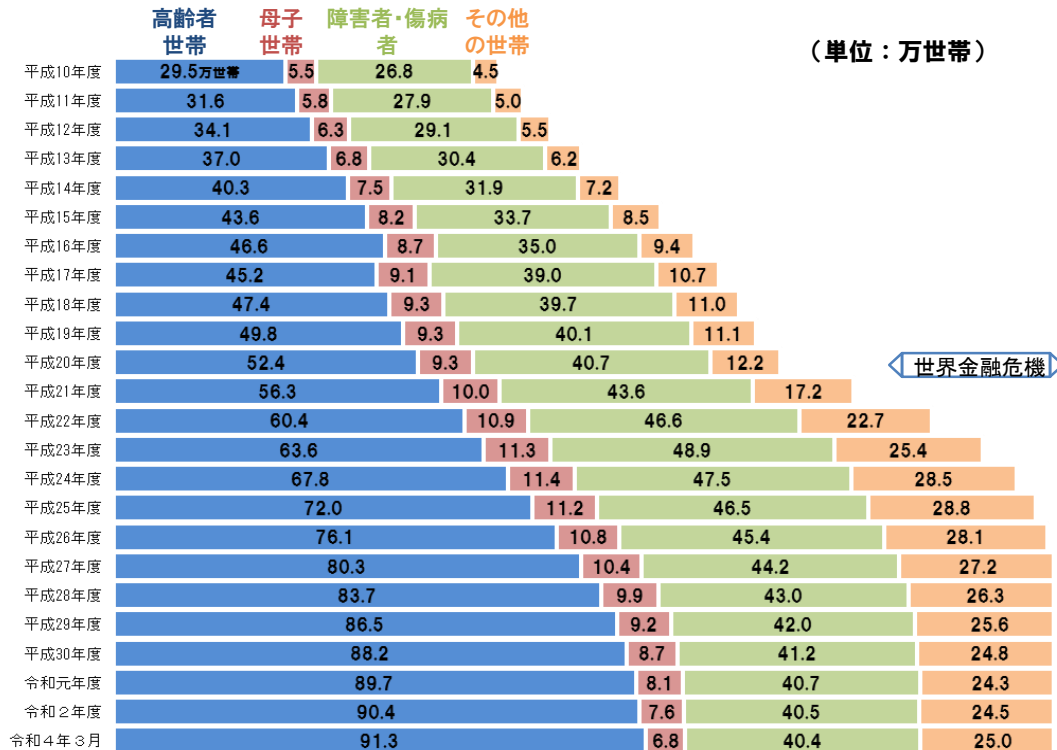
- 生活保護受給者数は約204万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、母子世帯は減少傾向が続いている。



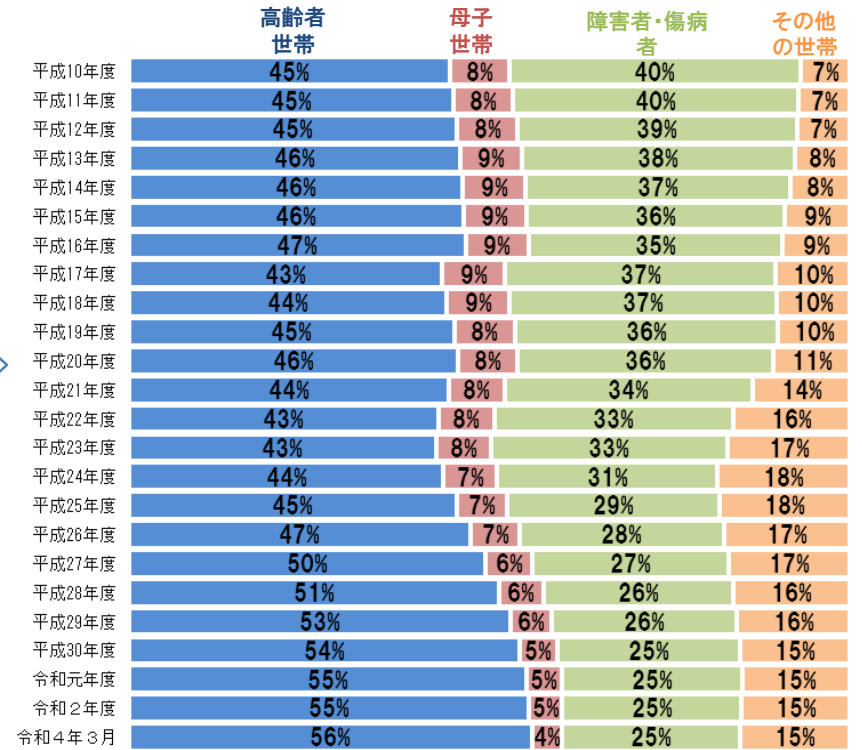
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「母子世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.3%が単身世帯（令和4年3月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

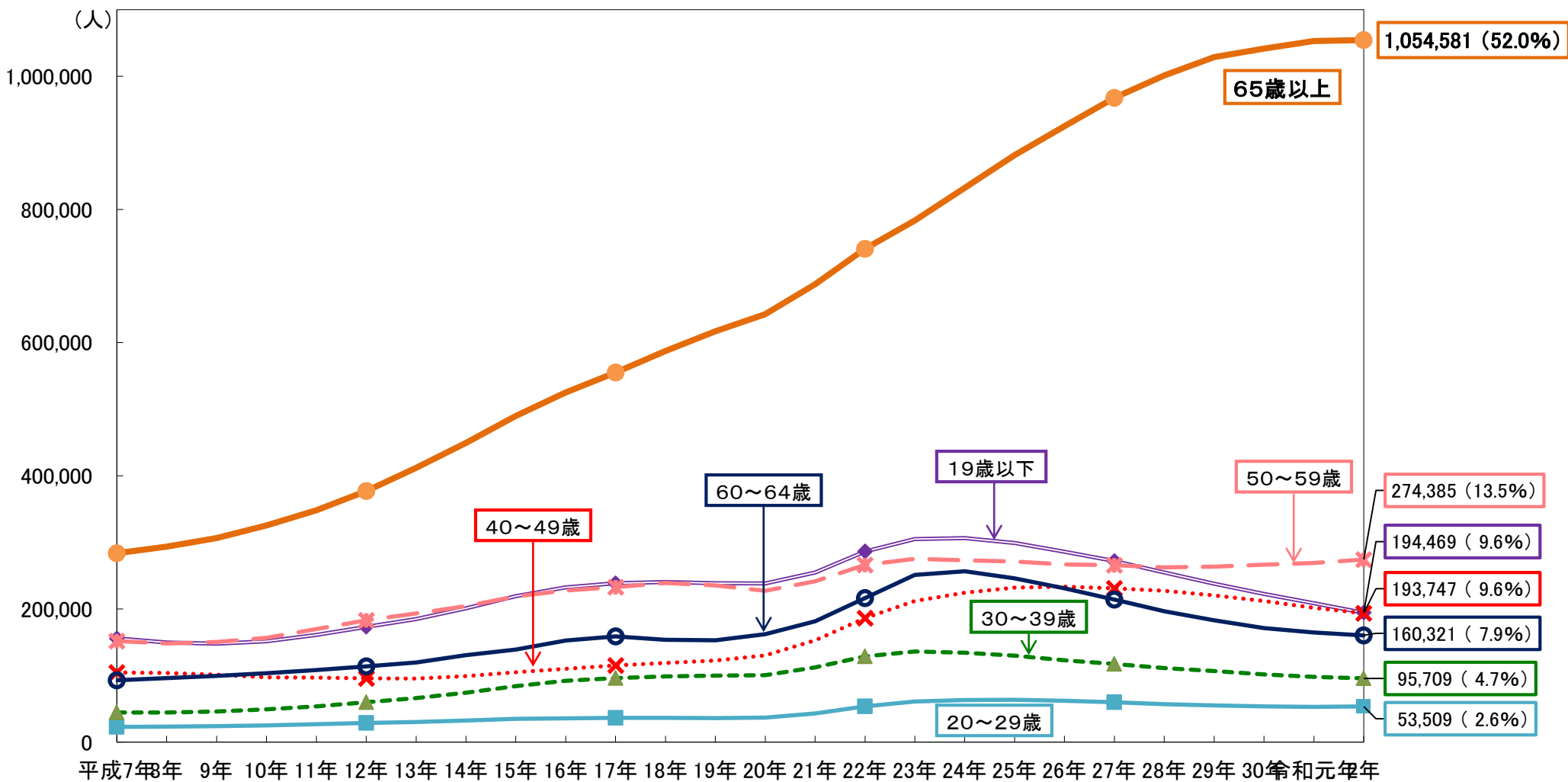
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和4年3月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

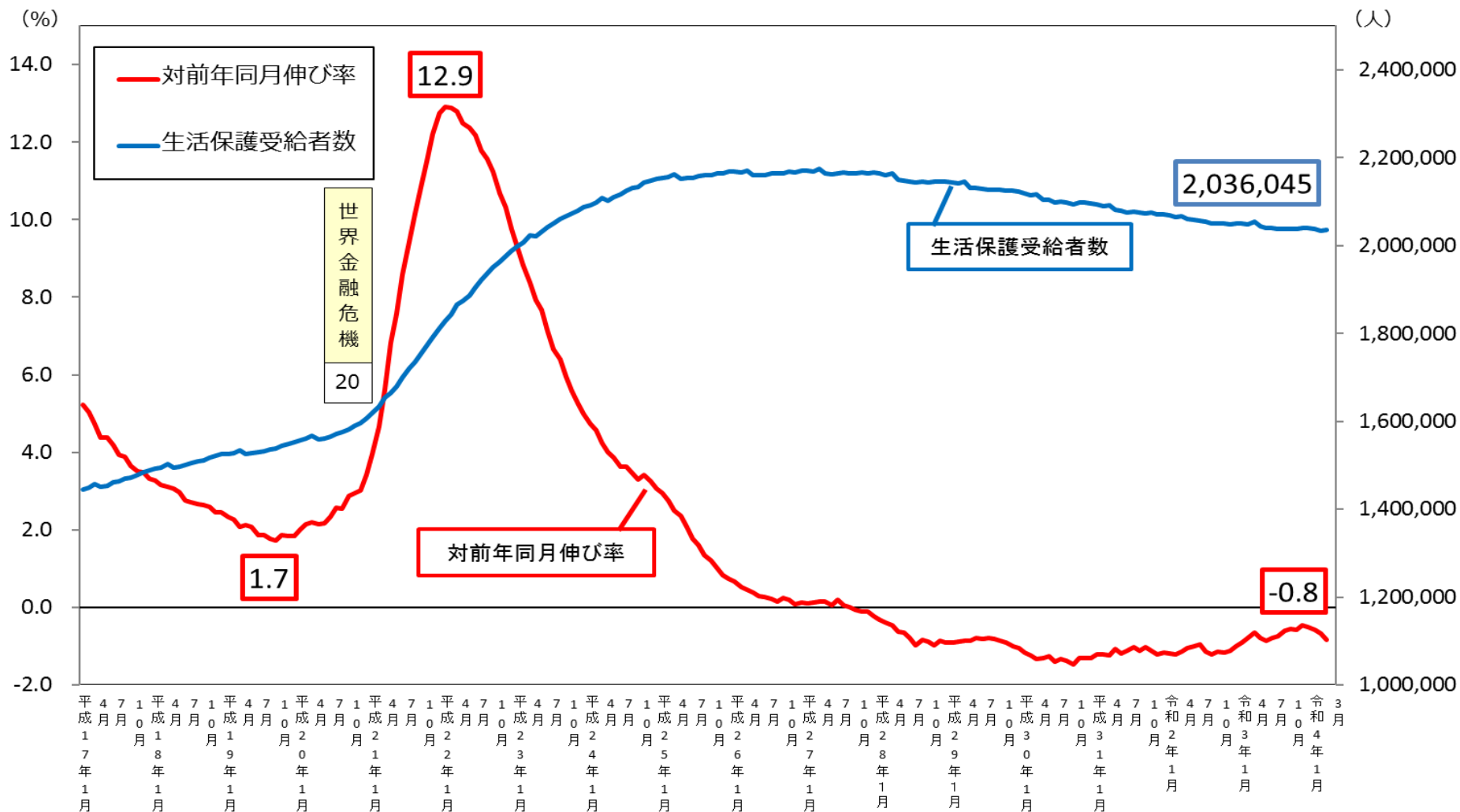
年齢階級別被保護人員の年次推移

- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の者の増加が続いている。
- 被保護人員のうち、半数は65歳以上の者となっている。



生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は令和4年3月現在で203万6,045人となっている。
世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。
- 令和4年3月の対前年同月伸び率は▲0.8%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、過去10年間でも低い水準となっている。



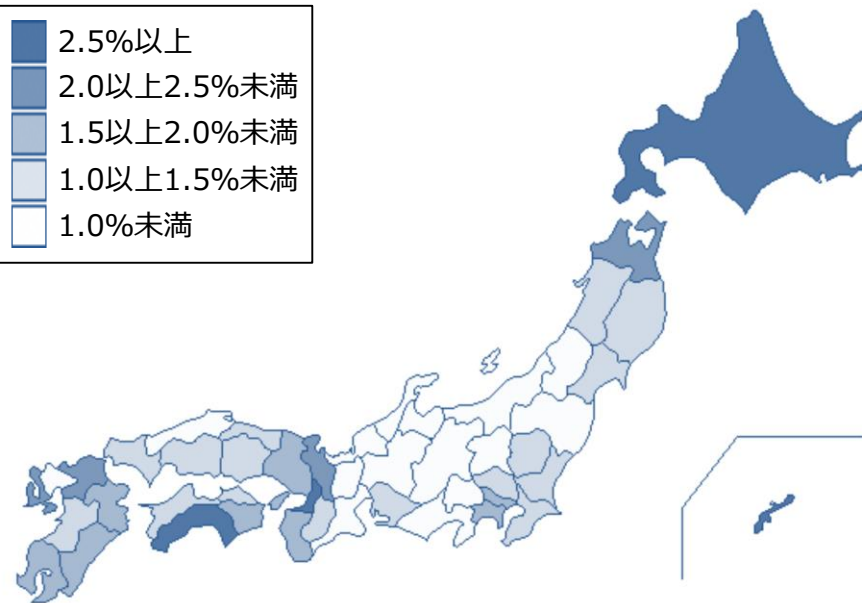
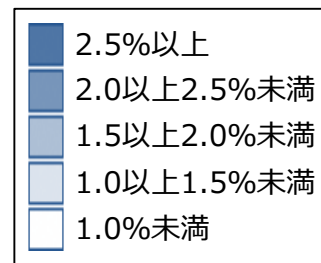
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）※令和3年4月以降は速報値

都道府県別保護率(令和4年3月時点)

1	大阪府	3.05% (3.35%)
2	北海道	2.93% (3.03%)
3	沖縄県	2.67% (2.20%)
4	高知県	2.52% (2.74%)
5	福岡県	2.34% (2.53%)
6	青森県	2.27% (2.18%)
7	京都府	2.11% (2.30%)
8	長崎県	2.02% (2.10%)
9	東京都	1.99% (2.09%)
10	鹿児島県	1.84% (1.88%)
11	兵庫県	1.82% (1.85%)
12	徳島県	1.76% (1.89%)
13	大分県	1.68% (1.70%)
14	神奈川県	1.66% (1.63%)
15	宮崎県	1.60% (1.50%)
16	和歌山県	1.57% (1.46%)
17	愛媛県	1.49% (1.48%)
18	広島県	1.43% (1.66%)
19	千葉県	1.42% (1.17%)
20	秋田県	1.39% (1.45%)
21	熊本県	1.38% (1.30%)
22	奈良県	1.38% (1.43%)
23	埼玉県	1.32% (1.20%)
24	宮城県	1.30% (1.18%)
25	岡山県	1.25% (1.31%)

26	鳥取県	1.19% (1.18%)
27	香川県	1.08% (1.16%)
28	岩手県	1.04% (1.13%)
29	栃木県	1.04% (1.00%)
30	山口県	1.02% (1.19%)
31	愛知県	1.01% (1.02%)
32	茨城県	1.00% (0.83%)
33	新潟県	0.94% (0.81%)
34	福島県	0.94% (0.93%)
35	佐賀県	0.92% (0.91%)
36	三重県	0.89% (0.96%)
37	静岡県	0.89% (0.74%)
38	山梨県	0.87% (0.65%)
39	島根県	0.81% (0.82%)
40	滋賀県	0.77% (0.76%)
41	群馬県	0.77% (0.66%)
42	山形県	0.74% (0.60%)
43	石川県	0.62% (0.59%)
44	岐阜県	0.58% (0.55%)
45	福井県	0.55% (0.44%)
46	長野県	0.54% (0.52%)
47	富山県	0.40% (0.32%)

※ 括弧内は10年前(平成23年度)の保護率



全国保護率: 1.63% (1.62%)

(参考)

※ 指定都市・中核市分は各都道府県に含まれている

指定都市 上位5市

1	大阪市	4.81% (5.68%)
2	札幌市	3.62% (3.59%)
3	堺市	2.97% (2.95%)
4	神戸市	2.83% (3.09%)
5	京都市	2.81% (3.13%)

中核市 上位5市

1	函館市	4.50% (4.54%)
2	那覇市	4.19% -
3	尼崎市	3.74% (3.72%)
4	旭川市	3.62% (3.86%)
5	東大阪市	3.43% (4.11%)

指定都市 下位5市

16	仙台市	1.70% (1.60%)
17	新潟市	1.49% (1.33%)
18	さいたま市	1.46% (1.47%)
19	静岡市	1.37% (1.10%)
20	浜松市	0.90% (0.92%)

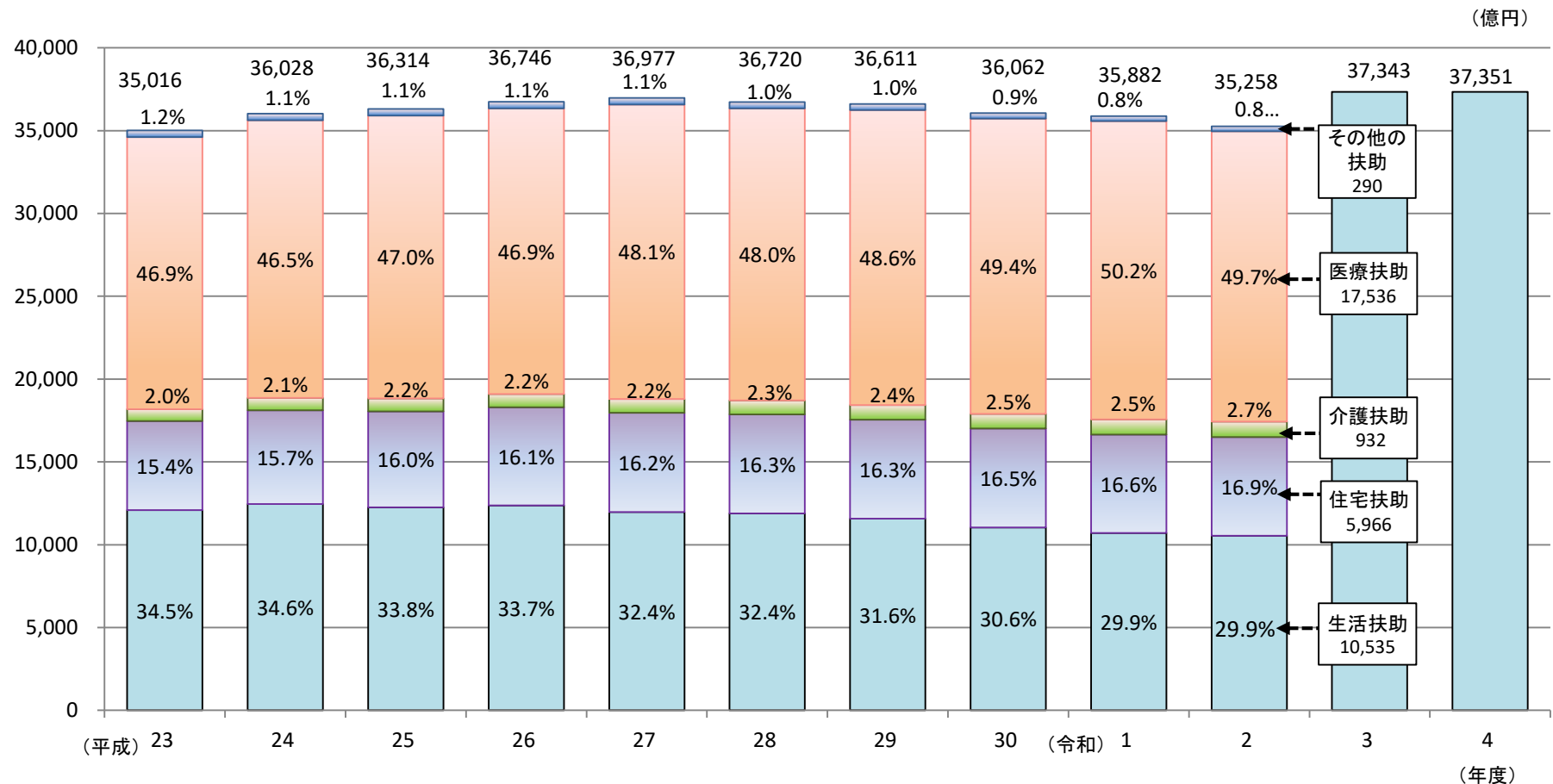
中核市 下位5市

58	松本市	0.77% -
59	豊橋市	0.61% (0.67%)
60	富山市	0.61% (0.41%)
61	岡崎市	0.58% (0.57%)
62	豊田市	0.56% (0.60%)

資料: 被保護者調査 月次調査(厚生労働省)(平成23年度は福祉行政報告例)をもとに作成
 ※ 令和4年3月分は速報値

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和4年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 令和2年度までは実績額、令和3年度は補正後予算、令和4年度は当初予算
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しの枠組み

生活困窮者自立支援

生活保護

見直し 規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

論点整理検討会

（計4回）

令和4年4月とりまとめ

議論の共有
連携

国と地方の実務者協議

（計6回）

令和4年4月とりまとめ

報告

ワーキンググループ（計7回）

① 事業の在り方検討班

各法定事業のあり方（被保護者支援との連携を含む）について議論

② 横断的課題検討班

制度全体にまたがる課題（制度のあり方、関係機関連携、地域・居場所づくり、都道府県・町村の役割、中間支援組織、人材育成等）について議論

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論を踏まえ、首長級との会合である「国と地方の協議」を開催予定

（参考）社会保障審議会生活保護基準部会
生活保護基準の検証手法の検討・検証を実施
（次期検証は令和4年度）

令和4年6月
以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議におけるこれまでの議論の整理(概要)【抜粋】

現下の経済社会状況を踏まえた生活保護制度による支援の基本的な方向

- 今後、生活保護受給世帯の高齢化・単身化や、世界金融危機後の「その他世帯」が小幅な減少に止まっている状況等を踏まえた対応が必要
- また、現下の新型コロナウイルス感染症による経済社会状況への影響により、生活困窮者自立支援制度や緊急小口資金等の特例貸付等を活用する者が増加していることを踏まえ、生活困窮者自立支援制度との連携等により、生活保護を必要とする者が速やかに保護につながり、自立できるような適切な支援が必要

包括的な自立支援

- 被保護者の抱える課題が多様化する中で、ケースワーカーを中心に包括的な自立に向けた支援を行っていくため、自立支援プログラムによる実施状況等も踏まえ、関係機関と緊密に連携を取りながら支援に取り組んでいくことが必要
 - ・ 複数の関係機関による支援が必要となる被保護者について、会議体において自立支援に向けた計画を作成すること等を通じて関係機関との役割分担を明確にし、連携して支援する仕組みを検討すべき
 - ・ 多様な課題を抱える被保護者への対応に係る理念として、自立支援プログラムにおける就労自立、社会生活自立及び日常生活自立の考え方を制度的に位置づけることが考えられる
- 生活困窮者自立支援制度とのより一層の連携のための方策が必要
 - ・ 生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業等の中で、被保護者の支援を行うことができるようにすることを検討すべき

就労支援等

- 今後、就労支援事業等自立支援関係事業については、就労までに一定の時間を要する者（就労意欲を失い、日常生活自立や社会生活自立に向けた支援が必要な者等）が少なくないことも踏まえ、利用者の状態像に応じたきめ細かな支援を行えるようにしていくことが必要。また、就労準備支援事業や**家計改善支援事業については、その実施率の向上を図る対応が必要**
 - ・ **予算事業となっている就労準備支援事業、家計改善支援事業について、都道府県等による広域的な実施等、実施率の向上を図る方策を検討すべき**
 - ・ 金銭管理支援についても、推進方策を検討すべき
- 勤労控除、就労自立給付金などの各種就労インセンティブについては、就労・増収等を通じた自立への意欲を高めることができるよう、効果的な推進を図っていくことが必要
 - ・ 保護廃止後の不安の解消や、就労意欲への訴求等の観点から見直しを検討すべき

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の 当面のスケジュール(案)

	日程	主な議題(案)
1 (第14回)	6月3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しについて 「今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究」報告書について
2 (第15回)	6月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対する自立相談支援のあり方について 被保護者に対する自立支援のあり方について 事務負担の軽減及び生活保護費の適正支給の確保策について
3 (第16回)	7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援のあり方について <u>家計改善支援のあり方について</u>
4 (第17回)	7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理支援事業・医療扶助のあり方について 子どもの貧困への対応について
5 (第18回)	8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 居住支援等のあり方について 都道府県、町村、人材育成等について 関連施策との関係について(地域共生社会との関係を含む)
6 (第19回)	8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 部会におけるこれまでの主な意見について 有識者等からのヒアリング
7~ (第20回~)	9月~	前半の議論を踏まえ、各テーマについてさらに検討を進める。

- 生活保護の対象となる世帯の要件は？
- 生活保護世帯が受給できる保護費はどのくらいか？
- 生活保護費以外の収入があった場合はどうなるのか？
（働いたら保護費が減るだけで損になる？）
- 生活保護受給中に貯蓄ができるのか？
- 生活保護受給中に借金ができるのか？

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

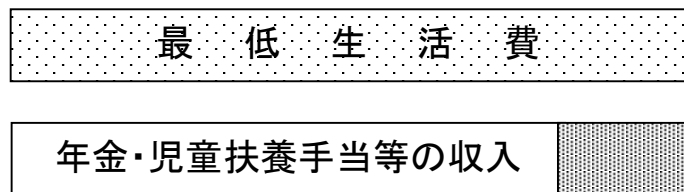
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

支給される保護費

- ・ケースワーカーや就労支援員による就労指導・支援
- ・健康管理や家計管理に関する支援

生活保護の要件等（法4条）

基本的な考え方

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

資産の活用

・ 土地・家屋は、原則売却

（ただし、現に居住の用に供されているものについては、処分価値が著しく大きいものを除き、保有を容認）

・ 自動車については、原則売却

（ただし、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合は、保有を容認）

・ 預貯金は、原則収入認定

（ただし、保護開始時に保有する金銭のうち、最低生活費の5割は保有を容認）

・ 年金、児童扶養手当等

本人が手続をすれば受給できる給付等は活用することが必要

能力の活用

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つの要素により判断。

現実に稼働能力があり、本人の有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断され得る職場があるにもかかわらず、働く意思がない者は要件を欠くと判断するが、稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが現実に働く場がない者については要件を満たしているものと判断。

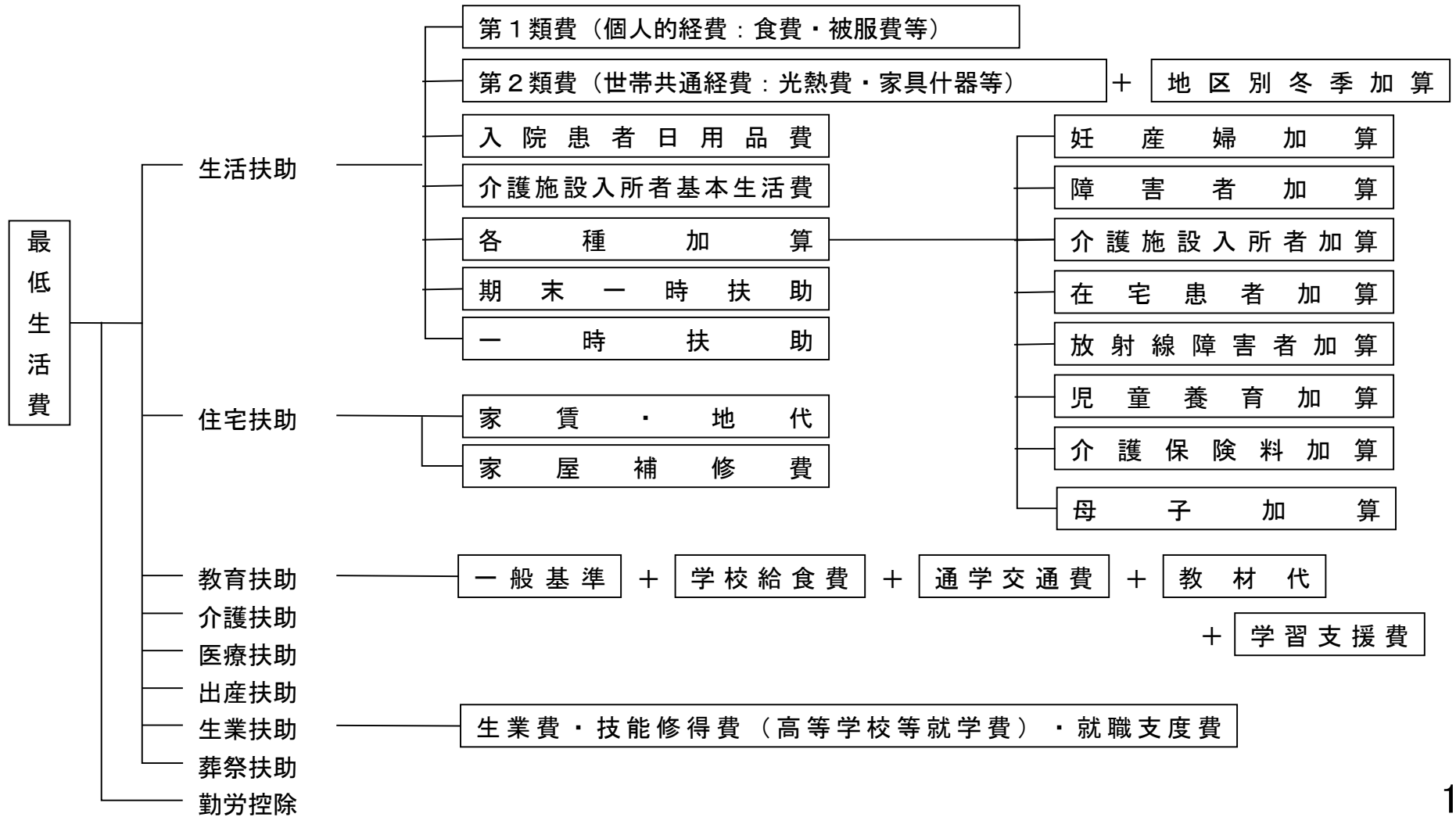
扶養の優先

福祉事務所は、民法に定める扶養義務者（三親等以内の直系血族、兄弟姉妹等）について扶養の可能性を調査。特に、親子関係にある者に対しては、実地調査も行うなど重点的に実施。扶養義務者からの仕送り等があればこれを収入認定する。

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



生活保護の種類と内容

生活保護は、生活を営む上で生じる費用の種類に応じた8つの扶助からなる。

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助 《法12条, 31条》	○基準額は、 〈1類費〉食費等の個人的費用 〈2類費〉光熱水費等の世帯共通的費用 を合算して算出 ○11月から3月までは 地域区分に応じて冬季加算を支給 ○障害者や有子世帯への加算（母子加算等）など各種加算を支給 ○臨時的な需要にも対応（一時扶助）
アパート等の家賃	住宅扶助 《法14条, 33条》	上限を定めた上で実費を支給
義務教育を受けるために 必要な学用品費	教育扶助 《法13条, 32条》	学用品費として一定額支給し、給食費,教材代等について実費支給
医療サービスの費用	医療扶助 《法15条, 34条》	[現物給付] 本人負担なし（10割分を医療機関に支払い）
介護サービスの費用	介護扶助 《法15条の2, 34条の2》	[現物給付] 本人負担なし （1割負担分を介護事業者へ支払。保険料は生活扶助で支給。）
出産費用	出産扶助 《法16条, 35条》	上限を定めた上で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる 費用（高等学校等の就学費用を含む）	生業扶助 《法17条, 36条》	授業料や資格検定費用等について上限を定めた上で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助 《法18条, 37条》	上限を定めた上で実費を支給

◎ 生活扶助額の例（令和4年4月1日現在）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,760円	139,630円
高齢者単身世帯(68歳)	77,980円	66,300円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,480円	106,350円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	190,550円	168,360円

※ 児童養育加算、母子加算、
冬季加算(VI区の5/12)を含む。

(注)上記以外に、その世帯の状況や必要な事情に応じて、「冬季加算」などの各種加算や「住宅扶助費(家賃)」や「教育扶助費(教育費)」が現金給付されるとともに、「医療扶助費(医療費)」や「介護扶助費(介護費)」が現物給付される。

◎ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（保護の実施機関）が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

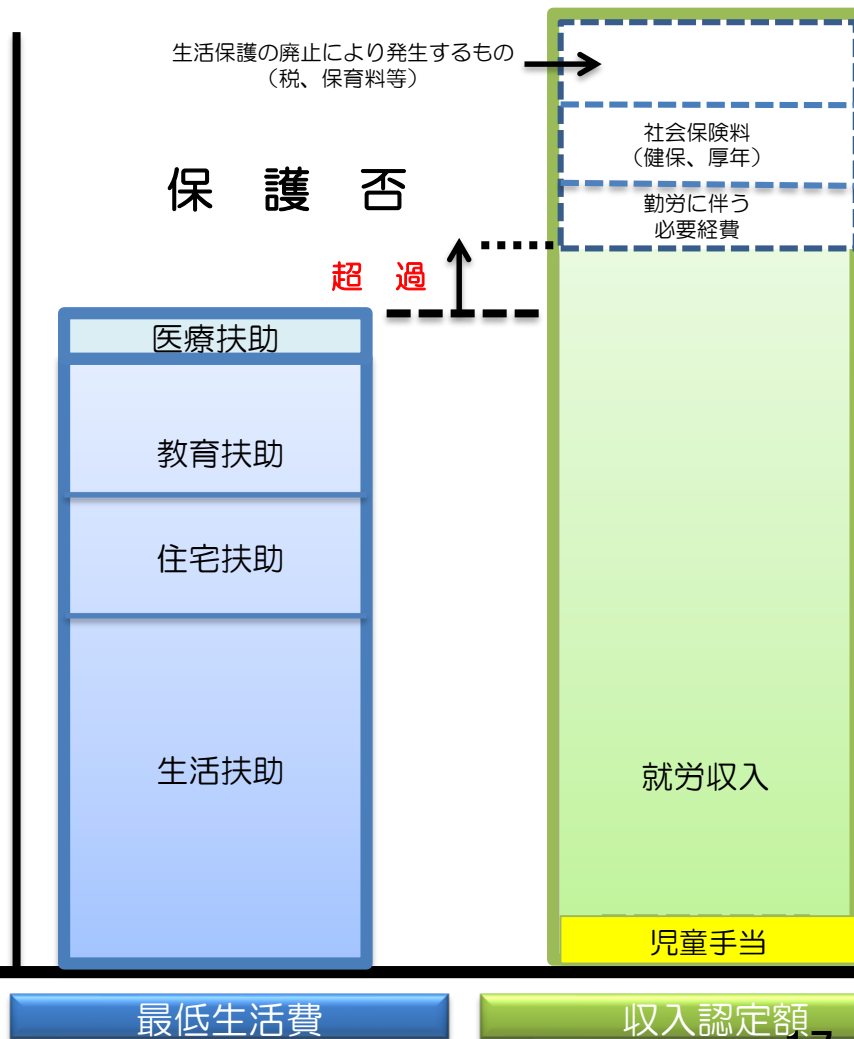
生活保護の要否判定・保護の程度（支給額）の決定

- 生活保護費は、世帯全体の収入が最低生活費に足りないときにその不足分だけが支給されます。収入が生活保護基準を超えると、生活保護の支給対象とはなりません。
- その際の収入額については、実際の収入額から必要経費や基礎控除を除いて算定（収入認定）します。

保護要



保護否



収入認定について

基本的な考え方

- 生活保護受給世帯の収入については、原則として、最低生活の維持にあて得る金品は原則として全て収入として認定します。
- 保護受給中に収入があれば毎月申告をしてもらい、その都度、収入額と最低生活費(生活保護基準)と比べて、生活保護費を決定します。
- 世帯のすべての方にどのような収入があった場合でも、また、収入が少額であった場合でも必ず担当ケースワーカーに申告をする必要があります。

収入の例

(1)就労に伴う収入	給与・日雇・内職・事業により得た収入など
(2)就労に伴わない収入	恩給・年金・年金基金・手当・仕送り・贈与・財産収入など
(3)その他の収入	動産または不動産の処分による収入・保険金または解約返戻金等

なお、就労に伴う収入については、必要経費(交通費・社会保険料及び仕入れ代金など)を除くほか収入金額に応じて勤労控除が認められています。

収入として認定しないもの

- ただし、収入として認定してしまうと、自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当で無い場合は収入として認定しないこととしています。(収入認定除外)

【例】 ・冠婚葬祭の祝儀香典、歳末たすけあいなど社会事業団体からの慈善的経費
・戦没者等への弔慰金や、特定の障害等への慰謝激励等の費用
・自立更生のために使われるもの(自立更生を目的とした恵与金や貸与金、災害等の補償金や見舞金、高校生のアルバイト収入のうち就学等の経費に充てられるもの)

勤労控除の概要

勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

1. 基礎控除

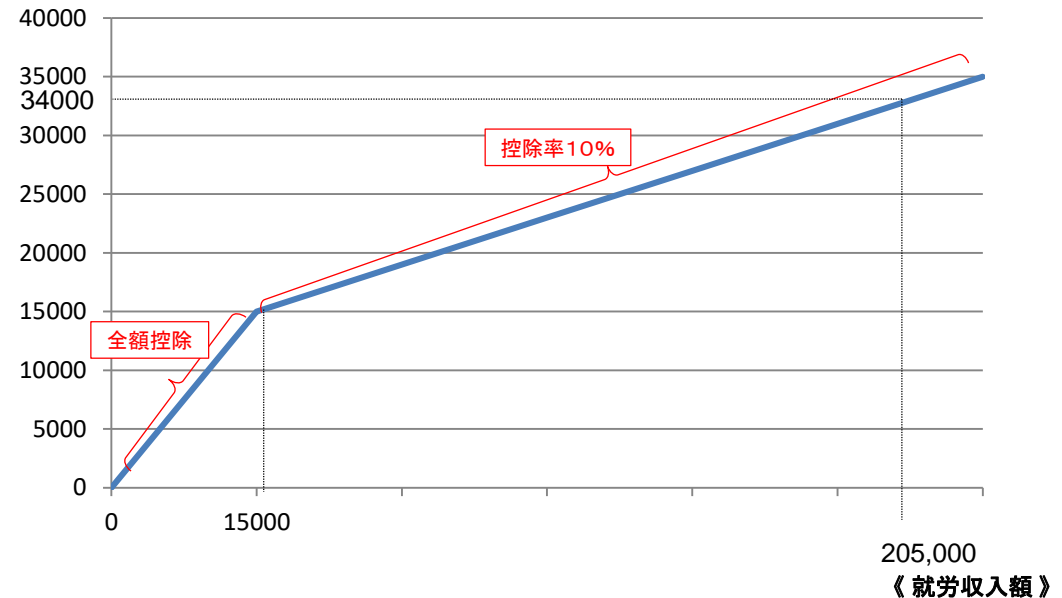
- 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。
- 控除額は、就労収入に比例して増加。

【控除額(月額)】

- ・就労収入15,000円までは全額控除。
- ・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える額の10%を合計した額が控除額となる(※)。

※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。

《控除額》



2. 新規就労控除

- 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)

【控除額(月額)】 11,600円(就労から6ヶ月間のみ)

3. 未成年者控除

- 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)

【控除額(月額)】 11,600円

生活保護受給者の家計等に関する取扱い

預貯金の取扱い

【保護開始時の取扱い】（課長通知第10の10-2）

○当該世帯の**最低生活費の5割分は保有を容認**。

（例：最低生活費が10万円の世帯で、保護の申請時に9万円の預貯金があった場合、5万円は保有を容認。4万円分は収入認定され、初回の保護費の支給額は6万円となる）

【保護受給中に判明した場合の取扱い】（課長通知第3の18）

○保護の開始時に保有していたものでないか、不正な手段（収入の未申告など）で蓄えられたものではないことを確認する。

○当該預貯金等がすでに支給された保護費によって生じたものであれば、**その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産にはあたらないものとして、保有が容認される**。

（保有の認められない物品の購入など使用目的は生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合は、最低生活の維持のために活用すべき資産としてみなさざるを得ない旨を被保護者に説明。状況に応じて収入認定等を実施。）

貸付金の取扱い

○貸付金のうち**被保護世帯の自立更生のためにあてられる額**については収入認定しない。（次官通知第8-3-(3)）

○上記の**貸付資金のうち収入認定しないものは、次のいずれかに該当し、かつ、保護の実施機関の事前の承認のあるものである**、現実^に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限られる。（局長通知第8-2-(3)）

- ・ 事業の開始（継続）や就労及び技能修得のための貸付資金
- ・ 高等学校等への就学資金
- ・ 利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金 など

○また、貸付金のうち、被保護世帯の自立更生に当てられる額の**償還金については、その他の必要経費として収入から控除することができる**。（次官通知第8-3-(5)）

※ 上記以外の貸付金については収入認定除外とならず、仮に借り入れをした場合は収入として認定することとなる。
（支給される保護費はその分減額される。）

また、借入金の返還についても、必要経費としては認められない。

生活保護受給者の義務

生活上の義務

【生活保護法第60条】

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

申告の義務

【生活保護法第61条】

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に移動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

指示等に従う義務

【生活保護法第62条】

被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

費用返還義務

【生活保護法第63条】

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

Ⅱ 被保護者家計改善支援事業の制度概要

1. 家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援

(2. 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援)

自立支援プログラムの概要

背景

○ 生活保護制度の目的

- ・ 最低生活の保証（保護費の支給）
- ・ **自立の助長**

○ 自立の助長の内容

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

自立支援プログラムの導入（平成17年度～）

○ 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的

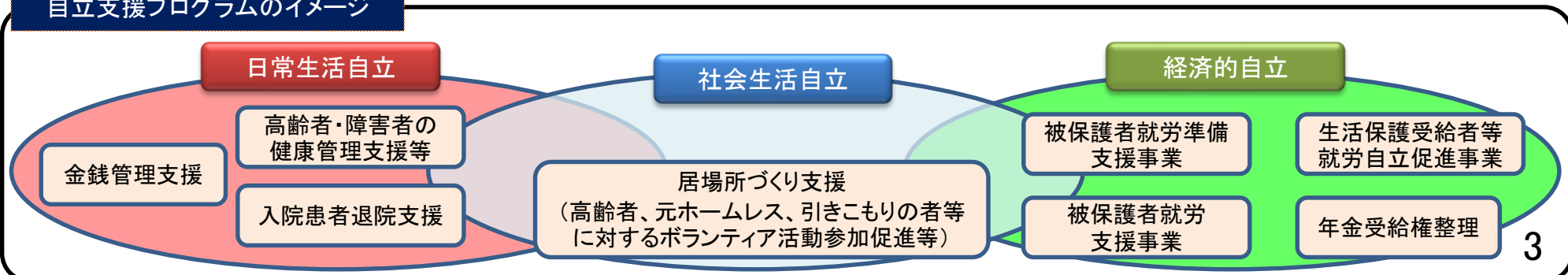
概要

- 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定
- 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

自立の概念

- ・ 経済的自立：就労による経済的自立等
（例）稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- ・ 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
（例）精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- ・ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
（例）高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

自立支援プログラムのイメージ



家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について

概要

- 世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行う。
(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)「被保護者家計改善支援事業の実施について」)
 - 生活保護者受給者等の中には、家計の状況を把握し、中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在。生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけることで、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
 - また、大学等に進学する子どもがいる世帯についても、進学前の段階から進学に受けた各種費用についての相談・助言、各種奨学金制度の案内等により、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- ※ 別途、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあり。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
 - 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3

実績

(自治体数)

平成30年度	12
令和元年度	43
令和2年度	64
令和3年度	77

【出典：各年度実績】

対象世帯

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯。

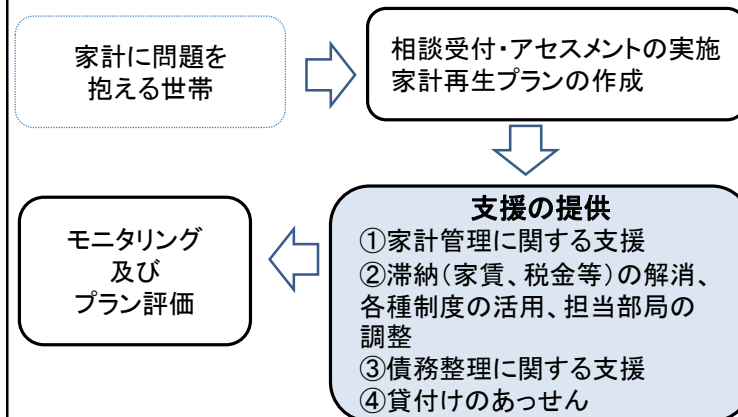
(具体例)

- ・大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業者養成研修を完了した者が望ましい。

支援の流れ(イメージ)



- ・家計表やキャッシュフロー表等の活用により、家計を「見える化」することで、家計の現状、見通しを具体的に示し、相談者自らが家計管理する能力を身につけるようにする。

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について①【制度概要】

【通知名】 「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
＜一部改正（平成31年3月29日社援保発0329第4号）＞

基本的主旨

- 生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されている。
 - 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
 - こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。
- ※ これまで生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあった。

主な対象者

- 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。
- （具体例）
- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
 - ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
 - ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
 - ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
 - ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、一体的実施に努めること。
- 相談支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

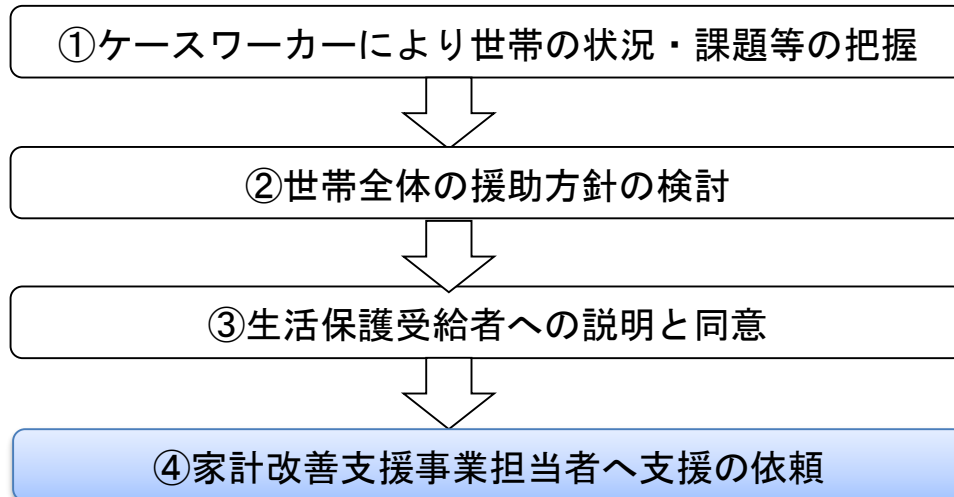
主な対象者

○家計に関する課題を抱えており、家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

○ 利用対象者の選定については、各自治体の実施方法によるが、下記の流れを想定



※ 福祉事務所(担当ケースワーカー)と、家計改善支援事業者の関係は、基本的には生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と、家計改善支援事業者との同様。生活保護受給者の生活全体の課題の把握や援助方針は担当ケースワーカーが中心となり、就労支援担当や家計改善支援担当など各部門の支援担当は、担当ケースワーカーや他の関係機関と連携を図りつつ、それぞれの専門分野に応じた支援を中心に担当。

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について③ 【支援の流れ】

【対象者の選定（例）】

- ① 担当ケースワーカーが家計改善支援の対象者を選定
- ② 担当ケースワーカーと生活保護受給者本人が面談し、自立支援プログラムとして事業を利用

家計改善支援事業の事業内容

(1) 相談受付（インテーク）

相談受付・申込書の記入

(2) アセスメント

- ①相談時家計表
- ②インテーク・アセスメントシートの活用

(3) 家計再生プラン（家計支援計画）の策定

「家計計画表」、「キャッシュフロー表」の作成

(4) 支援の提供

- ①家計管理に関する支援
- ②滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③債務整理に関する支援
- ④貸付のあっせん

(5) モニタリング

(6) プラン評価

- ・相談支援の流れは生活困窮者家計改善支援事業と同様。
- ・生活保護制度は、経済的給付を行う制度であることから、生活保護を受給する場合の要件や生活保護受給者が果たすべき義務等が規定されている。生活保護受給者の支援を行う際には、生活保護制度の特有の事項を踏まえた上で、対応することが求められる。

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について④【留意事項】

生活保護制度の主旨等を踏まえた支援、対応

- キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等については、それらを活用し、本人が自ら家計管理していく能力を身につけられるように支援を行い、必要に応じて医療費の自己負担や社会保険料の発生など保護廃止後の生活を見据えたものを作成すること。
- 生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認することとしているので、使用目的等を予め調整すること。（使用目的等をもった預貯金についてはそれを支援すること。）
- 支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、担当ケースワーカーに報告する。（担当ケースワーカーとも相談した上で、その活用が図られるよう支援すること。）
- 貸付金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる場合には、収入として認定せず、その償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となる場合がある。（一方、それ以外の単なる借金は認められないため、貸付利用を検討する際は担当ケースワーカーに相談すること。）

福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携

- 本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計改善支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図る。
 - ・本人が抱えている状況や困窮に至った要因、援助方針や家計再生プランの内容などを共有。
 - ・福祉事務所は個人情報取り扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計改善支援の実施者に保護費の支給状況を情報提供。
 - ・支援対象世帯との面談等の際には、必要に応じて担当ケースワーカーも同席。
 - ・就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。

保護廃止後も継続した支援

- 被保護者家計改善支援事業を受けていた者については、保護脱却後も引き続き支援を受けることが望ましい。

2. 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への 家計改善支援

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援①【制度概要】

基本的主旨

- 大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合がある。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計改善支援を実施する

主な対象者

- 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。
※ 高校3年生だけでなく、1年生、2年生がいる世帯についても積極的に支援の対象としている。

支援内容

- 希望する進路への進学に要する費用の相談、助言
- 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介 等

- 生活保護制度は最低限度の生活を保障するものであり、生活保護世帯の子どもの大学等進学について、生活保護を受給しない低所得世帯（生活困窮世帯）の子どもたちとのバランスを考慮する必要があることから、生活保護世帯の子どもが大学等に進学する場合は、その子ども分は保護費の給付の対象外（※）としている。
- ※ 同一世帯に属していても形式的に生活保護世帯の生計からその子どもを別にする取扱い（世帯分離）としている。
- この世帯分離によって、大学等に進学する子は、アルバイトや奨学金等で学費や生活費を自ら賄う必要が生じるが、その子ども以外の世帯員については生活保護の受給対象とすることにより、同居しながら大学等に進学ができることとしている。

<参考> 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(平成29年12月15日) 抜粋

4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

(2) 生活保護世帯の子どもの大学等への進学について

- 生活保護を受給する世帯の子どもについては、大学等(夜間大学等を除く。)に進学する場合は、その子ども分は保護費の給付の対象外としている。そうした中で、生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、33.1%(平成28年4月)となっており、全世帯の進学率73.2%と比較して著しく低い状況にある。
- 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するためには、生活保護受給世帯であることが進学 of 阻害要因とならないようにし、大学等への進学を支援していくことが重要である。
- 我が国においては、大学等への進学が既に一般化していると考えられるとして、大学等に進学する子どもについて生活保護の対象から外す、いわゆる「世帯分離」を行うべきではなく、アルバイト収入等を学費等の経費に充てた上で、生活保護を受給しながら大学等に進学すること(世帯内就学)を認めるべきとの意見があった。
- 他方で、給付型奨学金の拡充や社会人の学び直しの支援など大学等の役割が議論されている中で、大学等進学後の教育費・生活費は生活保護制度に限らず、国全体として支えていくべき課題であるとの意見や、高校卒業後直ちに就労することも肯定的に捉え、多様な選択肢を確保するという観点で考えるべきとの意見、大学等に進学しない子どもや生活保護世帯以外の低所得世帯の子どもとのバランスを考慮する必要があるとの意見もあった。
- また、世帯分離という現行の取扱いについては、大学等に進学する際、生活保護費(特に住宅扶助費)が一人分減額されることが、子どもの進学意欲を削いでいるとの指摘がある。また、奨学金や学費免除など一般施策において学費等を支援する仕組みがあるものの、生活保護費の中から大学等への進学後の費用を貯蓄することは認められておらず、進学直後に必要となる様々な費用を進学前からあらかじめ用意することが困難であるという生活保護世帯特有の事情もある。
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、給付型奨学金の拡充等の一般施策の動向も踏まえ、就労か大学進学か選択するに当たって、生活保護制度特有の事情が障壁になることがないよう、制度を見直すべきである。
- また、大学等進学時の支援だけでなく、中学、高校在学中における進路等についての様々な相談先の確保や、中学、高校生活のために給付される扶助費の範囲なども含めて総合的に支援することを検討すべきである。
- さらに、生活保護受給世帯の子どもが大学等への進学を目指す際などに、家計改善支援を活用する機会を設けるべきである。

- (1) 希望する進路の把握
希望する進路について、担当ケースワーカーと連携し把握に努める
- (2) 希望進路への進学に要する費用に関する相談・助言
 - ・希望する大学等に進学する場合に必要な入学料や授業料、通学に要する経費等の概算を示す
 - ・恵与金やアルバイト収入等の収入認定除外など生活保護制度における進学資金の準備方法について助言
 - ・自宅外から通学することを検討している場合、転居費用や転居後の生活費用等についても概算を示す
- (3) 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介等
 - ・大学等への進学に向け、奨学金や貸付制度について、利用可能な制度を案内する
 - ・貸付型の奨学金や貸付金を利用する場合には、将来的な返済額を見据えた利用額を助言する
 - ・必要に応じて申請の支援を行う。
- (4) 子どもの大学等への進学に伴って変更される出身世帯の保護費に関する説明等
 - ・ケースワーカーと連携し、子どもが大学等に進学することによる生活保護費に変更について説明を行う。

高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

	保護費のやり繰りによる預貯金	収入認定除外(恵与金・貸付金)	収入認定除外(アルバイト収入)
使用目的	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起(H26.4～)
考え方	・同上	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H28.7～)	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H26.4～)
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H25.4～)等 ・大学等の受験に必要な費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～) ※従来から対象に含まれていたものを明確化するもの 海外留学に必要な費用(R2.4～)	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用 等(H28.7～) ・大学等の受験に必要な費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～) ※同左 海外留学に必要な費用(R2.4～)	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H26.4～)等 ・大学等の受験に必要な費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～) ※同左 海外留学に必要な費用(R2.4～)

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。

東京都23区(1級地の1)母と子2人の3人世帯における 第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

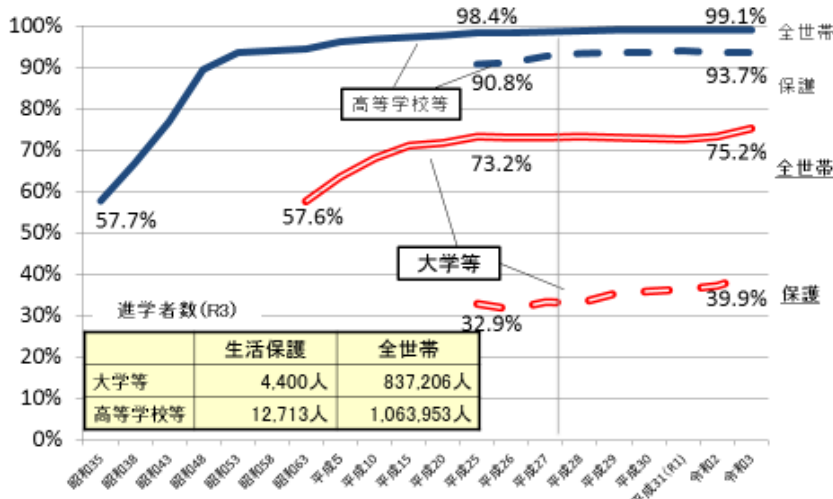
母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

高等学校等、大学等進学率の推移





高等教育の修学支援新制度について

高等教育局 学生・留学生課 高等教育修学支援室

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和4年度予算額(案) 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※
 給付型奨学金 2,525億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(405億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,601億円

授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

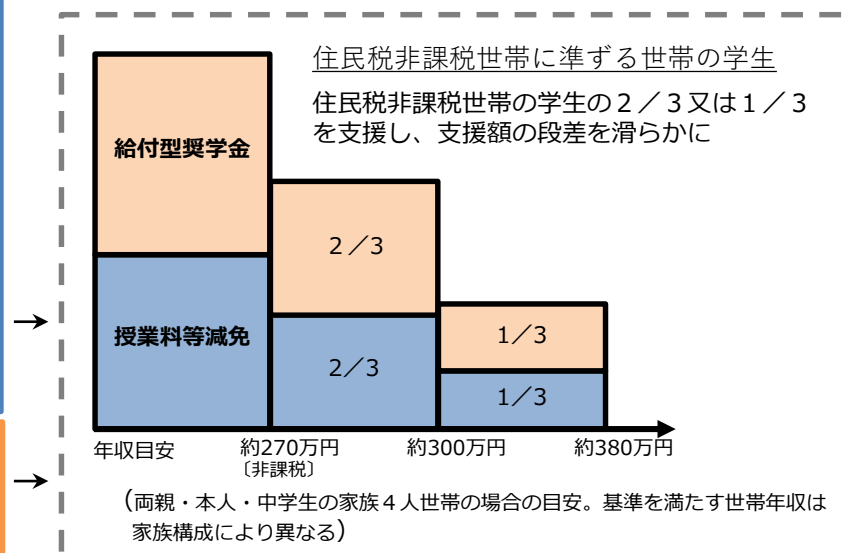
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

高等教育の修学支援新制度 スケジュール(案)

		令和3年度			令和4年度												
		9月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				
令和4年度分採用手続	予約採用	令和4年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象			10月下旬～ 候補者決定通知			4/1～6月下旬 進学届			採用決定						
	在学採用	9/1～11/30 申込受付(後期)			9/1～11/30 推薦期限			採用決定(後期)			令和4年度時点で大学等に既に在学している学生対象						
		9/1～11/30 申込受付(後期)			4/1～6月下旬 申込受付(前期)			～7月下旬 推薦期限			採用決定(前期)			9月上旬～ 申込受付(後期)			
		～12/19			学生→大学等→機構												
令和5年度分採用手続	予約採用	令和5年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象			4月下旬～7月下旬 申込受付			8月上旬 推薦期限			10月下旬～ 候補者決定通知						
		生徒→高校等→機構			申込内容の確認・審査			進路変更者等 やむを得ない者対象 申込受付			推薦期限			申込内容の確認・審査			候補者決定通知

(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したものの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。
 (注2) 令和4年度の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。
 (注3) 機構は日本学生支援機構を指す

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額を又は3分の1の額を支給する。

< 昼間制 >

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	給付額		
				月額	（参考）年額	
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
短大	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	620,000円	250,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
高専	国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	210,000円
				自宅外	34,200円	410,400円
	私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	320,400円
				自宅外	43,300円	519,600円
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	590,000円	160,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

< 夜間制 > ※給付額は昼間制と同じ

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）
	私立	360,000円	140,000円
短大	国公立	195,000円	84,600円
	私立	360,000円	170,000円
高専	国公立	※現在開講されていない	
	私立	※現在開講されていない	
専門学校	国公立	83,400円	35,000円
	私立	390,000円	140,000円

※ 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。
（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

授業料減免上限額（年額）.....130,000円 入学金減免上限額（一回限り支給）.....30,000円 給付額（年額）.....51,000円

※ 児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額以下のとおり。
。（これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。）

【大学、短大、専門学校】国公立...33,300円、私立...42,500円、【高専】国公立...25,800円、私立...35,000円

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金） ～生活保護世帯・社会的養護を必要とする者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	(参考)年額	月額	(参考)年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

(1) 生活保護世帯の出身者

父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

(2) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

（社会的養護を必要とする者とは）

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- ・ 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- ・ 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※
 ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満
 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満
 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件 (採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用	在学採用	
高校3年生	1年生	2～4年生

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 ... 進路指導等において学修意欲を見る。

3.5未満 ... レポート又は面談により学修意欲を確認する。

〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕

次の①から④までのいずれかに該当すること

- ① 高校の評定平均値が3.5以上であること
- ② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③ 高卒認定試験の合格者であること
- ④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

次の①か②のいずれかに該当すること

① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること

② 次のいずれにも該当すること

a. 修得単位数が標準単位数※以上であること

※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数

b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

※ 災害、傷病その他のやむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。(「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む)

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者

支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

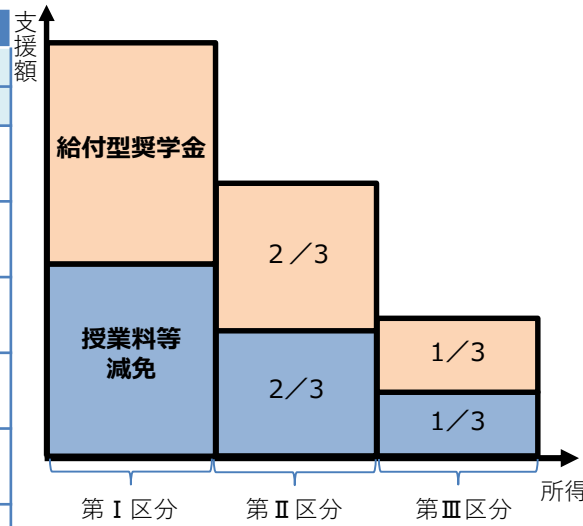
【算式】 **市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)** ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

- 【基準額】 **第Ⅰ区分** (標準額の支援) **100円未満**
- 第Ⅱ区分** (標準額の2/3支援) **100円以上～25,600円未満**
- 第Ⅲ区分** (標準額の1/3支援) **25,600円以上～51,300円未満**

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収 (例)

		住民税非課税		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(支援額)		3分の3	3分の2	3分の1
ひとり親世帯(母のみが生計維持者の場合)	子1人(本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円
	子2人(本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約350万円	～約450万円	～約510万円
ふたり親世帯(両親が生計維持者)	子1人(本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円
	子2人(本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円



日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
 ※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。
 ※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>



QRコード

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、
①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

進学資金シミュレーターのイメージ (「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)」)

進学したら、生活費はいくらかかるの? 奨学金の種類やどの奨学金が利用できるの? 知りたい方はコチラ!

進学したら、生活費はいくらかかるの? 奨学金の種類やどの奨学金が利用できるの? 知りたい方はコチラ!

進学を考えている高校生、在学中の方や保護者の皆様に向けた、進学資金や奨学金に関するシミュレーターです。このシミュレーターを使うことで、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができます。

シミュレーションする

トップ画面

生活費がいくらか、必要となるのか 知りたい方はコチラ!

奨学金の種類やどの奨学金が利用できるの? 知りたい方はコチラ!

学生生活費シミュレーション

奨学金選択シミュレーション

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと生活費のシミュレーションが行えます。

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金のシミュレーションが行えます。

選択画面

利用したいシミュレーションを選択

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 情報入力

収入 (「年収」や「所得」等) は2018年1年間 (1~12月) の情報を入力してください。また、年齢や、世帯 (家族の人数等) については、2018年12月31日時点の情報を入力してください。

【家計】 申込者の生計を維持している人について回答してください。

- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。
 共働き 両親とも居るが片働き ひとり親 申込者自身
 その他
- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。
 受けていない 受けている
- 申込者の生計を維持している人 (1人目) の情報を入力してください。
 1人目の年齢は、
 (45) 歳
 1人目の給与収入は、
 (200.0) 万円
 公的年金収入は、
 (0.0) 万円
 給与・年金以外の所得は、
 (0.0) 万円

入力画面

収入額等に関する情報を入力

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 結果表示

満額の支援

申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込者と生計を維持している人として、進学資金について相談してみましょう。

給付月額	75,800円
参考: 支給額算定基準額(1人目)	0円

進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。
 ※給付奨学金に加えて第一種 (無利子) 奨学金の貸与を希望する場合、第一種 (無利子) 奨学金の貸与を受けることができる金額に制限がかかります。上限金額は月額0円です。
 ※支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

※シミュレーションの結果表示された支援額は進学資金が不足することが見込まれる場合や、一定以上の収入又は所得があるために支援対象に該当しない場合であっても、当機構の貸与奨学金を利用できることがあります。貸与奨学金シミュレーションもご利用ください。

※シミュレーション結果はあくまで参考であり、実際に奨学金等の申請された際の結果との差異に対しては、当機構は一切の責任を負いません。

※本シミュレーションでは、あなたが入力した情報をもとに仮の金額を算出しています。実際の審査の際に用いる金額は異なることがあります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更される場合があります。

結果表示画面

支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方へ)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けられる奨学金の種類 (無利子奨学金か、有利子奨学金か) と貸与月額を表示。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金 (無利子・有利子奨学金) について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

学業成績の基準	
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由
 災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。
 ※「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性
 学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等
 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】

- 旧給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す（返還等を求める。）
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上の者に限る。）の懲戒処分を受けた場合（3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。）
 - ・ 「廃止」の区分に該当するもののうち、学業成績等が著しく不良であり、かつ災害・傷病その他のやむを得ない事由がない場合

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※1）、災害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）父母等による暴力等からの避難（※2）

（※1）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。
（※2）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の <u>見込額</u> を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

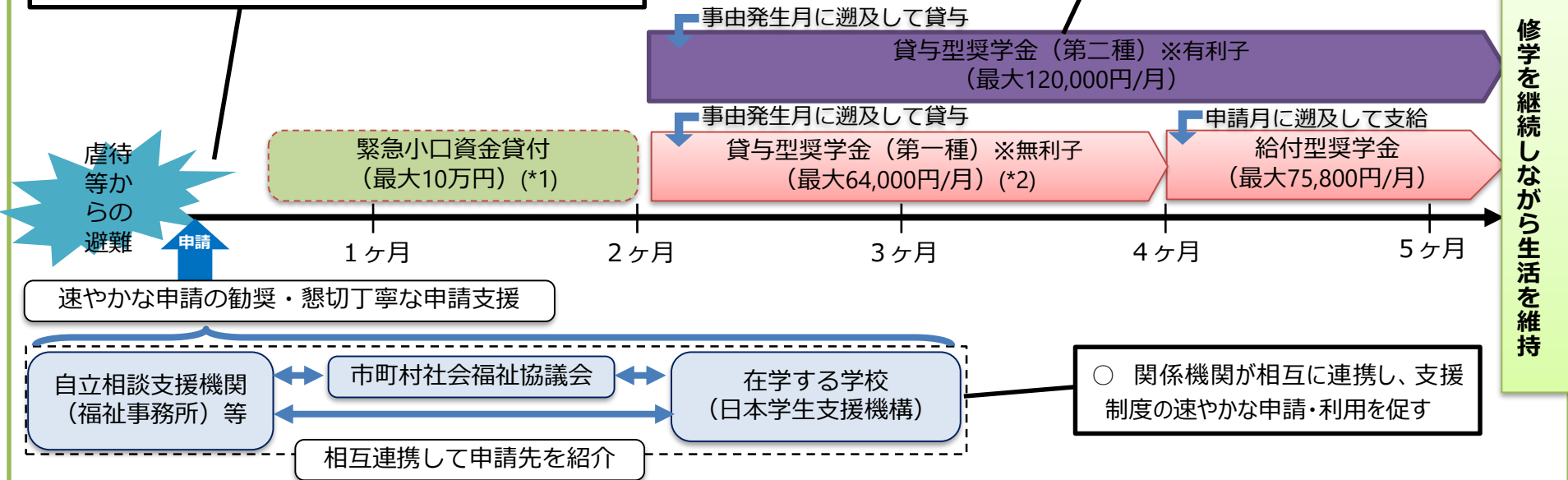
虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する大学生等の生活費の支援について

- 大学生等が虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する場合の対応として、修学支援新制度（授業料等の減免・給付型奨学金）や、貸与型奨学金の速やかな活用が重要。奨学金の振込みまでの間の生活費が不足する場合には、緊急小口資金貸付の活用も考えられる。

生活費に関する支援の枠組み

- 速やかな申請につなげるため、家庭内暴力（DV）により父母と別居している学生自身を生計維持者として取り扱う際の、証明書類の様式例を策定（父母等からの暴力等を理由として保護したことの証明書等）

- 家庭内暴力を受けた場合、家計急変時の特例（随時申込み）が可能
（申請から支給までの期間が、従来の2～3ヶ月から、貸与型で最短1ヶ月半まで短縮される）



*1 申請から支給まで最短で約1週間程度。
*2 給付型奨学金の受給中は無利子奨学金の貸与が受けられない（併給制限）。
*3 現行制度上も、家庭内暴力を受け避難した場合、定期採用（4月/10月）は利用できる。

※ 生活費だけでなく当面の居所も確保できない場合は、一時生活支援事業、自立援助ホーム、民間シェルター等の利用も考えられる。
（一時生活支援事業は、住居のない生活困窮者に対し、宿泊場所や衣食の供与等を実施。自立援助ホームは、義務教育終了後の児童等に対し、日常生活上の援助や生活指導を実施。）

Ⅲ 被保護者家計改善支援事業の実施例

生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査研究委員会報告 (グリーンコープ生活協同組合連合会)

【研究の概要】

平成30年度社会福祉推進事業「家計改善支援事業実施のための教材作成及び困難事例の支援方法の開発に関する調査・研究事業」における調査研究の一部であり、生活保護受給世帯に対する家計改善支援事業の支援方法に関する調査研究を行うもの

【研究の目的】

生活保護世帯に対して、家計改善支援員が支援を実施することで、どのような効果を生み出すかを、平成30年4月に被保護者家計相談支援事業を始めている2つの自治体の協力を得て、検証することを目的とする。あわせて、生活保護世帯に対する家計改善支援事業を実施する上での課題や今後のあり方についても、検討していく

【研究の方法】

家計改善支援員(グリーンコープ所属)による家計改善支援事業のモデル実施
(2自治体において、4世帯ずつ、計8世帯に対する支援を実施)

事例 1

- 相談者: 単身世帯(50代男性)
- 支援概要: 就労が難しく今後保護費の範囲で生活しなければならない。家計方針の提案(毎月3000円を目標に貯めること)
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・自分のことを言いたがらない本人から、よくここまでこまかに聴き取りされたと思う。
 - ・本世帯は、初回面談で終了。本人がそれ以上希望しなかった。

事例 2

- 相談者: 5人世帯(40代夫婦・子3人 小中高に進学予定)
- 支援概要: 3人の子の進学費用。給与等は夫が消費。
 - 妻管理の口座増設。家計の状況の理解を促し、お金の使い方提案(紙芝居の作成)、学習支援の勧め。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・この事業を活用していなかったら、ケースワーカーから「大丈夫なんですか」としか言っていなかった。最後の段階で確認し、入学は決まったがお金が足りないという状況になっていたかもしれない。
 - ・家計に入り込んでもう一歩というところは、ケースワーカーには難しい。支援員と連携して踏み込む支援ができた。
 - ・支援員から「今が勉強する時だよ」と伝えてもらい、実際に学習支援に参加するようになった。

事例 3

- 相談者: 母子世帯(子ども2人 高校生・保育園)
- 支援概要: 長女の大学進学費用。世帯分離後の生活の見通し。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・アルバイトと学業両立させてとても頑張っていた。
 - ・費用が100万円超えたことに驚いた。大学進学を目指す子どもは計画的に貯めていかないと大変である。
 - ・長期の計画で応援しないと「自分は本当に大学に行っているのか」と不安をもち、家族も応援できないのではないか。
 - ・家計改善支援事業が、未来を支援できる制度であることを実感した。

事例 4

- 相談者:単身世帯(70代男性)
- 支援概要:家計のやりくりのコツを教えてもらいたいと本人が希望
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・(ケースワーカーから見ると)特に問題がある訳ではなく、これまでお金が足りないと言ったこともない。実際に相談が入ってみると、野良猫の世話を優先して、月末は自分自身の食事ができないような状況であった。
 - ・1円単位で見て買い物をするようになった結果、月末に7000円残った。
 - ・気づいてくれる人がいない世帯。ケースワーカーに連絡が入る頃には重篤な状態になっている恐れのあるケースでは。
 - ・家計改善支援員が入ることで、最低限度の生活が保障される中でも、生活の質を上げたり、社会的孤立の防止、本人の変化に気づく機会をつくることことができる。

事例 5

- 相談者:単身世帯(30代男性 保護停止)
- 支援概要:増収により保護停止。自動車の購入希望あり。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・収入増による保護廃止の見込みがあり、本人から不安が語られていた。
 - ・貯蓄ができていくことが確認できた。「安い中古車でよいので車が欲しい」と話す際にも、自信が見られるようになってきた。
 - ・不安要素はお金のやりくりであったので、廃止しても大丈夫と判断できるぐらいに落ち着いてきた。

事例 6

- 相談者:母子世帯(40代 子1人 3歳 障害あり)
- 支援概要:就労しており増収による保護脱却を目指している。車の保有が認められたが経費の捻出に不安。自動車の保有、保護廃止後のシミュレーションを実施
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・「いくらくらいお金があれば、安心して生活ができるか」を具体的に示せた。
 - ・保護基準との関係ではなく、これだけの収入があれば、これだけ貯蓄ができる、何時間働けばこれくらいの収入になるなど、就労支援につなげやすいのではないかと。
 - ・子育ての不安もあり、無理のない就労を続けることになったが、本人にとって有用な情報や支援ができればよい。

事例7

- 相談者:2人世帯(30代姉妹 精神障害者手帳所持)
- 支援概要:転居したばかり。2人で就労して保護脱却したい。脱却のための就労収入の目安を算出。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・支援員に「必要なものは買えばいい」と言ってもらい、最近中古のテレビを購入した。
 - ・これだけ収入があれば保護脱却して生活できると金額を提示されたため、本人も目標がわかった。
 - ・もともと就労意欲はあり、ハローワークに同行することになっている。

事例8

- 相談者:2人世帯(60代母、30代子 知的障害あり)
- 支援概要:母の年金受給により保護停止。子のA型就労支援事業所の給与と年金で生活できるか心配。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・使い道を書いておく封筒を使うことを紹介したり、年金の使い方を示してもらった。
 - ・保護を脱却したらどういう生活になるのか示し、そこから伴走していくというところで安心感が与えられるのではないか。
 - ・子も「支援員からも保護廃止になるのでお母さんを助けてあげなければならないと言われた」と自分でも話していた。「何かあってもいいように蓄えて、何かあったら家計の足しにしよう」と言っていた。

【出典】平成30年度 社会福祉推進事業
「生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査研究委員会報告」(グリーンコープ生活協同組合連合会)

モデル事業実施の事例からみえる「家計改善支援」の有用性及びその効果

- 「家計」とは、極めてプライベートな部分であり、生活保護制度の中でも、福祉事務所から指導や指示を行う対象とはなりにくいものであるため、これまでは、家計のやりくりを把握したり、支援をすることは少なかった。
- ただし、モデル事業の実施例を見てもわかるように、家計という専門性をもって、一歩踏み込んだ支援を行うことは、本人の生活の維持向上含めた自立した生活の構築に向けて非常に有用なツールとなりえる。

1) 本人にとっての効果

- ・本人自身の気持ちや行動が前向きになる
- ・将来を考えたり目標を持つという未来への志向性が生まれる
- ・日常生活の質の向上がはかられたこと
- ・自ら相談できる人ができるなど、受援力(人に頼ったり、支援を受けることができる力)が醸成される

2) ケースワーカー(福祉事務所)にとっての効果

- ・家計の見える化がはかられ、家計に踏み込んだ支援が可能になる
- ・ケースワーカーにはできない専門的なかわりにより、ケースワーカーには把握できない様々な事が把握できるようになる
- ・生活保護を実施するにあたってのアセスメントや、支援方針の策定がよりの確にできるようになる
- ・本人の生活の質を高めることができる

- ・家計とは、ある意味ではその者の生活状況を数値化して表すもの。「家計の見える化」は、本人自身が生活上の課題を具体的に認識することができることにもなる。また、家計改善の効果は、手元に残る金額等として結果も明確に現れる。
- ・具体的なアドバイスや目標が示され、その目標を達成し効果を実感することにより、不安の解消、自信の回復につながる。
- ・また、現在の生活の安定が得られ、本人の希望等を踏まえた具体的なステップが示されることにより、将来を考えたり、目標を持てるといった効果も期待される。

(参考資料)

①生活保護世帯出身の大学生等の生活実態調査について

②「被保護者家計改善支援事業の実施について」

(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

<一部改正 (平成31年3月29日社援保発0329第4号)>

③高等学校の就学支援新制度の周知等について

(令和4年6月2日平厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)

生活保護世帯出身の大学生等の生活実態調査について

調査目的

生活保護世帯出身の大学生等の進学に関する状況や現在の生活状況を調査、研究することにより、生活保護世帯の子供の大学等への進学を含めた自立支援を検討する上で、必要な基礎資料を得る

調査設計

調査対象	生活保護世帯出身で、調査基準日(平成29年4月1日)時点で、大学・短期大学・専修学校・各種学校に在籍している者のうち、生活保護世帯と同居している者
標本数	抽出数 4,504件 、調査対象者数 4,445件
回収数	2,025件(回収率 45.6%)
抽出方法	各自治体の福祉事務所のリスト8,806件(平成29年4月1日時点)から、学校区分や国公立・私立区分ごとに層化抽出

回答者属性

○在籍中の学校種類

大学	1,129	55.8
短期大学	162	8.0
専修学校	610	30.1
各種学校	124	6.1
計	2,025人	100.0%

○世帯類型

高齢者世帯	40	2.0
母子世帯	1,122	55.4
障害者世帯	118	5.8
傷病者世帯	212	10.5
その他世帯	423	20.9
無回答	110	5.4
計	2,025人	100.0%

○同居家族人数

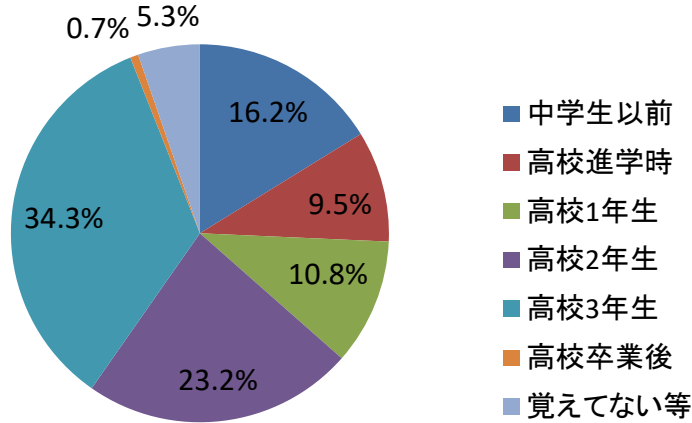
1人	723	35.7
2人	744	36.7
3人	356	17.6
4人	118	5.8
5人以上	57	2.8
不明	27	1.3
計	2,025人	100.0%

【単位:人、%】

進学時の状況

- 高校2年生までに約60%の生徒が大学等への進学を考え始めている。
- 主な進路相談者については、親が約65%と最も多く、次いで、学校の先生が約42%となっている。

大学等への進学を具体的に考え始めた時期

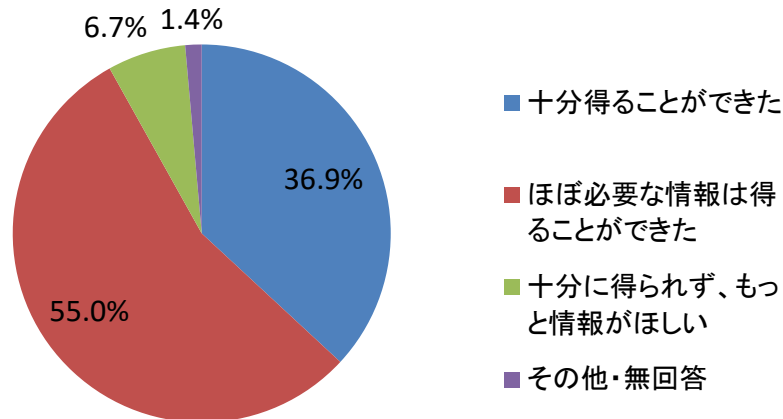


主な進路相談者(複数回答)・進学に関する家族の意向別

【単位:%】

区分	親	兄弟姉妹	学校先生	学校先輩	友人知人	自治体職員	その他	無回答
希望尊重・支援あり	71.3	3.0	40.4	1.6	8.7	1.8	1.9	0.1
希望尊重・支援なし	42.2	1.9	49.8	3.0	11.4	3.4	4.9	0.4
進学に関心なし	19.6	0.0	63.0	0.0	13.0	2.2	8.7	4.3
その他	55.6	2.8	52.8	2.8	8.3	2.8	5.6	0.0
無回答	25.0	0.0	21.9	0.0	6.3	0.0	0.0	56.3
合計	65.3	2.7	42.1	1.7	9.1	2.0	2.5	1.1

進学に関する情報収集取得度



進学に関する情報収集方法(複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
情報誌やインターネットを利用するなど、自分ひとりで調べた	65.9
親(祖父母等の家族、親戚)から話を聞いた	29.0
兄弟姉妹から話を聞いた	3.2
学校の先生や職員から話を聞いた	63.6
学校の友人、先輩後輩から話を聞いた	15.5
その他の友人、知人から話を聞いた	4.3
自治体の職員(ケースワーカー等)から話を聞いた	3.9
その他	6.2
無回答	1.1

進学時の状況(続き)

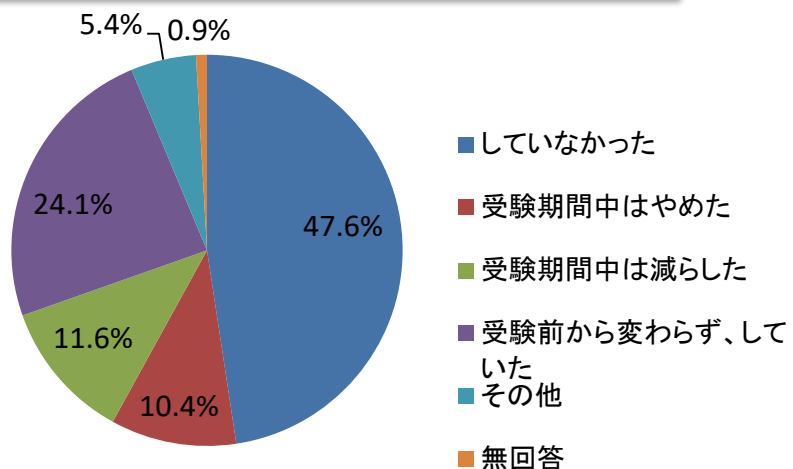
- 塾や予備校、通信教育を利用して受験勉強をしたのは約11%
- 約48%の人が、高校等に通っている頃のアルバイト収入を、進学のために使用

受験勉強の進め方 (複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
学校の教材を使用してひとりで受験勉強	60.2
無料の学習支援を利用して受験勉強	11.2
学校の教材以外に、参考書などを購入して受験勉強	27.0
塾や予備校、通信教育を利用して受験勉強	10.9
模擬試験を受けた	19.7
その他	16.8
無回答	2.9

受験勉強をしている頃のアルバイトの有無



現在の進学先を選んだ理由 (複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
自分の学力を考えて	28.6
学びたい学部・学科・専攻があるから	62.1
就職実績(就職率・就職先)が優れているから	26.0
通学しやすいから	19.3
学校の理念や校風にひかれて	6.6
資格や免許が取れるから	42.8
経済的な負担が少ないから(学費が安いから)	21.1
部活動やサークル活動が活発だから	2.2
家族・先生・知人に勧められて	10.7
推薦入学があったから	18.3
その他	3.4
無回答	1.1

高校等に通っている頃のアルバイト収入の使い道は (複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
私立高校の授業料のための費用	6.3
クラブ活動、修学旅行のための費用	16.9
進学のための費用	48.3
家計に入れるための費用	24.1
遊興費、自らのお小遣い	57.3
その他	10.4
特に使い道は決めていなかった	5.5